

木 財 第 3 8 4 号
平成30年10月22日

各部等の長 様

財務部長 高浦 浩
(公印省略)

平成31年度予算編成方針について (通知)

このことについて、木更津市財務規則第10条の規定により通知します。

平成31年度予算編成方針

1 本市の財政状況と今後の見通しについて

平成29年度決算の状況は、歳入においては、人口増や企業業績の回復などにより市税収入が5年連続で前年度を上回り、経常一般財源は前年度比約1億3千万円の増額となった。

一方、歳出においては、社会保障費などの扶助費や小中学校の耐震補強事業や校舎建設事業に伴う市債の償還による公債費などの増加に伴い、経常経費に要する一般財源が約3億9千万円増加している。

これにより、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度比1.1ポイント上昇の94.3%となり、財政の硬直化が行財政運営の大きな課題となっている。

今後の財政見通しとしては、歳入において、大幅な増加が見込めない状況のなか、歳出においては、少子高齢化に伴う社会保障費や公共施設等の老朽化対策など、財政需要は増加の一途をたどっていることから、今後の財政運営は一層厳しくなることが見込まれる。

現在策定中の第2次基本計画及び実施計画に基づき、本市のまちづくりを総合的、計画的に推進するため、より一層、歳入確保に努めるとともに、事業の効率化・重点化により大胆な経費削減を実行することを視野に入れ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう予算編成を行っていく必要がある。

2 予算編成の基本的な考え方

平成31年度の予算編成にあたっては、市政運営の基本的な考え方で示された重点施策に対して、限られた財源を優先的に配分するとともに、以下の視点に留意し、予算編成を行っていく必要がある。

(1) 総括的事項

ア 中期財政計画に基づき、持続可能な財政運営に取り組むため、全庁を挙げて歳入の確保を図るとともに、積極的な行政改革の推進及び事務事業の抜本的な見直しにより、限られた財源を最大限に有効活用することで、質の高い市民サービスを効率的かつ効果的に提供する。

イ 予算編成にあたっては、次に示す要求方法に基づき進める。

(ア) 基本計画事業として予定する事業経費の要求は、計画事業費の内示額の範囲内において事業費を改めて精査した上で要求すること。

なお、不採択事業については、予算要求を認めない。

(イ) 義務的的事业を除く経常事業に係る経費については、平成30年度9月補正後予算額一般財源所要額を要求限度額と設定し、各部等で調整した上で要求すること。

(ウ) (ア)、(イ)以外の事業経費については、事業内容や実施方法等を精査した上で所要額を要求すること。

(エ) 平成29年度の決算状況や平成30年度の執行状況を踏まえ、要求すること。

ウ 決算審査特別委員会をはじめとする市議会や、監査委員からの指摘、意見を考慮した上で、適切に予算編成に反映するよう努める。

エ 市債の発行に際しては、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意する。

オ 安定した住民サービスの提供を継続するため、ワークライフバランスの推進による働き方改革をはじめとした業務改善を行うとともに、民間活力の導入やICT・AIの活用など先進事例等の効果的な取組みについて、導入を検討すること。

カ 年度中途の補正は、制度の改正、災害関係費等緊急止むを得ないもの以外は原則として行わない。

(2) 歳入に関する事項

ア 歳入の見積りにあたっては、経済情勢、国・県等の予算編成及び地方財政対策の動向を注視し、最新の情報を常に把握し、適切に計上する。

イ 市税については、制度改正、経済情勢の推移等を見極めながら、税負担の公平を期するため課税客体の的確な捕そくを行うとともに、現年課税分の早期対応による徴収強化や滞納整理の促進により、徴収率の改善・向上に努めることとし、滞納繰越分については、原因を分析した上で、実効的な徴収対策を講じ、その解消に努める。

ウ 公債権の徴収対策を更に進めるとともに、私債権に係る滞納についてもその原因を分析した上で、裁判所による支払督促等を積極的に活用するなど、効果的な徴収対策を講じ、その解消に努める。

エ 使用料及び手数料については、見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の適正化に配慮する。

オ 国・県支出金については、国・県の動向を十分に把握し、常に補助制度の活用に努め、事業実施に際しては、特定財源の確保に努める。

カ 財産収入については、市有財産の有効活用を検討するとともに、未利用市有地等の処分に努める。

キ 市債の発行にあたっては、将来の財政負担を考慮し、適債性や地方交付税基準財政需要額への算入率等に十分留意する。

ク 基金については、基金創設の趣旨に則った事業を検討し、積極的な活用を図る。

ケ 他市町村等で実施されている歳入確保策を参考にするなど、新たな財源確保に積極的に取り組む。

(3) 歳出に関する事項

ア 経常収支比率の改善を目指し、歳出全般にわたり、官と民との適切な役割分担を踏まえ、緊急性や費用対効果を十分に検証するとともに、制度の根本に遡って厳しく見直しを行う。

既存事業については、安易に前年度の踏襲とすることなく、廃止、縮小、統合なども視野に入れ、事業効果の検証を実施の上、抜本的な経費の削減を図る。

また、新規事業は、必要性、緊急性の高い事業について、費用対効果や後年度負担を十分検討し、既存事業の廃止を含め整合性を図った上で計上する。

イ 事業費の見積りにあたっては、平成31年10月から消費税率が10%へ引き上げられることを見込んで積算する。

ウ 継続費については、事業計画に基づき、事業費総額や年度割などについて十分精査し計上する。

エ 債務負担行為に基づく支出予定額は、適正な財政運営を図る見地から、十分精査し計上する。

オ 国・県の補助事業等のうち、国・県支出金等が廃止または縮小された事業については、市単独事業等への振替は認めないので、事業を見直し、廃止・縮小を行う。

カ 補助金・負担金等については、平成30年度に実施された補助金・負担金等の見直しによる審査結果に基づき、十分な検討を行った上で計上する。

キ 近年、決算時において多額の不用額が生じていることから、事業費の見積りに際しては、過大な要求とならないよう、十分精査し計上する。

(4) 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じて予算編成を行うものであるが、特に、これまで以上に使用料、保険税等の市民負担の適正化を図るとともに、実効的な徴収対策を講じ、財源確保に最大限努める。

なお、独立採算を原則とすることや収支の健全化を常に念頭に置き、一般会計からの

安易な基準外の繰入れをすることがないよう、より一層の経費の見直しや事務事業の合理化・効率化を行う。